

異議申立てに関する規程

VLAC-VR110 :2026

発行日 2026 年 7 月 6 日

株式会社 電磁環境試験所認定センター

〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル 7 階

1. 適 用

この規程は当社に寄せられた異議申立てに対する対応の方針及び対応の手順について規定する。

2. 異議申し立てに対する方針

当社は、当社が審査したラボラトリからの適合性判定や認定の決定等に関する不服及び異議申立てがあった場合、これをすみやかに受付ける。なお、当社の審査を受けていないラボラトリ及び当社の認定ラボラトリ以外からの異議申立ては、受付けない。

3. 異議申立て対応の手順

3.1 異議申立て人（ラボラトリ）は異議申立ての事由を知り得た日から **30** 日以内に、その事由を当社に文書（電子メールも可）で通知するものとする。なお、文書送付に先立ち面談や電話などの口頭による申立ても受付ける。

3.2 当社は寄せられた異議申立ての調査を行う。

異議申立てを解決するためにとられる処置を含む、異議申立ての追跡及び記録をとり、異議申立て人（ラボラトリ）に通知する内容は異議申立ての対象となった認定活動に関与しなかった者が承認し、センター長が通知する。

3.3 当社は異議申立てに対して次のいずれかの対応を行う。

(1) 異議申立の却下－異議申立て人（ラボラトリ）に却下した理由を通知する

(2) 異議申立ての調査－異議申立て人（ラボラトリ）へ審議の結果を文書で通知する。

3.4 異議申立て人（ラボラトリ）が当社の審議結果になおも不服がある場合、審議結果を受取った日から **30** 日以内にその事由を当社に文書（電子メールも可）で通知するものとする。なお、文書送付に先立ち面談や電話などの口頭による申立ても受付ける。当社は異議申立て人（ラボラトリ）と異議申立て処理の終了の合意を得た後、異議申立てプロセスの終了を異議申立て人（ラボラトリ）に正式に通知する。

———— 以下余白 ————

(改版履歴)**本文改定の内容 VR110:2026**

2026. 07. 06 字句修正：規定→規程

2. 当社の審査を受けたラボラトリ又は→当社の審査を受けていないラボラトリ及び (明確化)
全般：敬体→常体

本文改定の内容 VR110:2022

2022. 03. 11 3. 2 項、3. 3 項を加筆修正。

本文改定の内容 VR110:2019

2019. 05. 20 初版